



# 復職証明書 記入上の注意

## 就労先事業者の皆様へ

- ・復職証明書の太枠内（就労先事業者記入欄）をご記入ください。
- ・横浜市では、復職証明書への押印・署名を不要としています。
- ・訂正の際は、二重線で消し、近くに訂正後の内容をご記入ください。  
※修正液や消せるペンは使用できません。
- ・記入漏れ等がある場合、再度提出を求める場合があります。
- ・横浜市から証明書の内容に関して、連絡する場合があります。

## 保護者の方へ

- ・復職証明書の上部（保護者記入欄）をご記入ください。
- ・太枠内（就労先事業者記入欄）は、必ず就労先事業者に記載してもらってください。
- ・この様式は被雇用者の方向けの様式のため、自営業者の方は使用できません。

### 復職証明書の無断作成、改変はしないでください。

事業者名が記名されている復職証明書等を無断で作成し、または改変を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして、給付認定および利用（利用の内定を含む）を取り消すことがあります。

また、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられます。